

# 第3編 公共下水道事業

## I 事業の概要

## I - 1. 沿革

### (1) 沿革

本市の公共下水道事業は、戦後米軍が駐留して使用した施設を昭和26年に譲り受け、これを基盤として昭和27年3月31日に、別府国際観光温泉文化都市建設計画に基づき公共下水道排水区域（山の手排水区235.4ha）を決定し、事業に着手したのが始まりです。

昭和33年には山田終末処理場（処理能力11,000m<sup>3</sup>/日 処理方式散水ろ床法）が稼動するに至り、昭和35年8月には都市計画事業認可（150.9ha）を受け、都市計画事業として整備を推進することとなりました。

その後、新都市計画法の施行を契機に、昭和47年9月には排水区域の拡大（2,548ha）及び事業認可区域の拡大（385.9ha）を行うとともに、逐次検討を加え、現在全体計画区域（2,826ha）を公共下水道排水区域として定め、この一部（1,797ha）の区域について事業認可を受け重点的に整備しています。

近年、公共用水域の汚濁防止が問題となり、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全を図るべく環境基準が定められ、これに対処するため、昭和49年10月より標準活性汚泥法による高級処理を行う終末処理場（中央浄化センター 計画人口118,000人 処理能力117,300m<sup>3</sup>/日）の建設に着手し、昭和54年3月より一部稼動（23,500m<sup>3</sup>/日）し、昭和57年3月には47,000m<sup>3</sup>/日、現在は70,500m<sup>3</sup>/日の処理能力にて稼動しています。

## I - 2. 公共下水道事業の経緯

### (1) 全体面積及び認可区域並びに計画人口の変遷

事業年月	概	要
昭和27年3月	別府国際観光温泉文化都市建設事業の一環として事業開始	山田下水処理場 全体面積 235.4ha 計画人口 26,000人
昭和35年4月	別府国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業として認可取得	山の手処理区 150.9ha
昭和47年9月	用途地域の変更に伴う全体計画区域の拡大（朝見・石垣） 中央浄化センターの計画追加	全体面積 2,548ha 認可面積 385.9ha
昭和49年12月	全体計画区域の拡大 （北浜・春木・亀川中継ポンプ場）	計画人口 187,000人 全体面積 2,656ha 認可面積 1,583.29ha
昭和54年8月	幹線ルート変更・旧市街地追加 （山田・亀川中継ポンプ場）	全体面積 2,705ha
昭和55年7月	幹線ルート追加・埋立地の追加 （汐見中継ポンプ場）	計画人口 187,000人 認可面積 1,631.56ha
昭和56年4月	計画区域の拡大 （観光港・古市埋立地）	全体面積 2,738ha 認可面積 1,662.39ha
昭和57年2月	計画区域の拡大 山田処理場の廃止	計画人口 187,000人 全体面積 2,756ha 認可面積 1,668.12ha
平成4年3月	計画人口の見直し	計画人口 138,000人 認可面積 1,725ha 放流水質 BOD : 14mg/ℓ ⇒16mg/ℓ S S : 24mg/ℓ⇒22.5mg/ℓ
平成9年8月	認可区域の拡大	認可面積 1,746ha
平成16年12月	計画区域の拡大（APU） 計画人口見直し 都市下水路の雨水幹線移行	計画人口 118,000人 全体面積 2,826ha 認可面積 1,797ha
平成22年11月	計画人口の見直し 山田雨水幹線の追加	計画人口 107,200人

## I - 2. 公共下水道事業の経緯

事業年月	概	要
平成28年3月	認可区域の拡大（南立石地区の一部）	認可面積 1,822ha
令和4年3月	全体計画区域の縮小 計画区域の拡大	全体面積 1,843ha 認可面積 1,843ha

### (2) 中央浄化センターの増設状況

事業年月	概	要
昭和47年9月	用途地域の変更に伴う全体計画区域の拡大（朝見・石垣） 中央浄化センターの計画追加	全体面積 2,548ha 認可面積 385.9ha
昭和54年3月	中央浄化センター供用開始	処理能力 23,500m <sup>3</sup> /日
昭和57年3月	中央浄化センター増設供用開始	処理能力 47,000m <sup>3</sup> /日
平成7年10月	中央浄化センター増設供用開始	処理能力 70,500m <sup>3</sup> /日

### I - 3. 別府市下水道年表

昭和 27 年 3 月	別府国際観光温泉文化都市建設事業の一環として事業開始
昭和 33 年 12 月	山田下水処理場供用開始
昭和 35 年 4 月	別府国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業として認可取得
昭和 37 年 7 月	下水道使用料制定
昭和 43 年 6 月	新都市計画法の制定
昭和 47 年 9 月	用途地域の変更に伴う全体計画区域の拡大(朝見・石垣)
昭和 47 年 9 月	中央浄化センターの計画追加
昭和 48 年 4 月	下水道使用料改定
昭和 49 年 12 月	全体計画区域の拡大(北浜・春木・亀川中継ポンプ場)
昭和 52 年 8 月	下水道使用料改定
昭和 54 年 3 月	中央浄化センター供用開始
昭和 54 年 7 月	下水道使用料改定
昭和 54 年 8 月	幹線ルート変更・旧市街地追加(山田・亀川中継ポンプ場)
昭和 55 年 7 月	幹線ルート追加・埋立地の追加(汐見中継ポンプ場)
昭和 56 年 4 月	計画区域の拡大(観光港・古市埋立地)・下水道使用料改定
昭和 57 年 2 月	計画区域の拡大・山田処理場の廃止
昭和 57 年 3 月	中央浄化センター増設供用開始
昭和 59 年 4 月	下水道使用料改定
昭和 61 年 4 月	下水道使用料改定
平成 元年 4 月	消費税及び地方消費税(3%)の導入
平成 3 年 10 月	下水道使用料に消費税及び地方消費税(3%)を転嫁
平成 4 年 3 月	計画人口の見直し
平成 7 年 10 月	中央浄化センター増設供用開始
平成 8 年 6 月	下水道使用料改定
平成 9 年 4 月	消費税率改定(5%)に伴う下水道使用料の改定
平成 9 年 8 月	認可区域の拡大
平成 16 年 4 月	消費税及び地方消費税の税込み表示に変更
平成 16 年 12 月	計画区域の拡大(APU)・計画人口見直し・都市下水路の雨水幹線移行
平成 19 年 11 月	計画放流水質の変更・法改正により雨水幹線変更及び廃止
平成 22 年 11 月	計画人口の見直し・山田雨水幹線の追加
平成 26 年 4 月	消費税率改定(8%)に伴う下水道使用料の改定
平成 28 年 3 月	認可区域の拡大(南立石地区の一部)
令和 元年 10 月	消費税率改定(10%)に伴う下水道使用料の改定
令和 2 年 4 月	地方公営企業法の全部適用・水道局庁舎へ移転(上下水道の統合)
令和 4 年 3 月	全体計画区域の縮小・認可区域の拡大